

函館市監査公表第21号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年11月20日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 消 庶
令和5年(2023年)10月30日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 大 泉 潤

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	消防本部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	令和4年8月31日～令和5年3月27日	提出日	令和5年6月5日
監 査 項 目 等	歳入歳出外現金の取扱いについて		
区 分	<u>勧告事項</u> ・ <u>指摘事項</u> ・ <u>意見</u>		
エ 支出する際の収入確認について 職員の給料および期末勤勉手当から控除された歳入歳出外現金を債権者に支払う際、「支出負担行為伺」および「支出命令書・請求書兼領収書」を給料等の支給日より前に起票していた。 歳入歳出外現金については、各部局において事務手続が行われているが、会計規則第42条において、支出命令書の会計管理者への送付期日は、特別の理由によるものを除き、支払の期限または期日の5日前までと規定されているため、一部の歳入歳出外現金では、債権者への支払期限等の関係により、給料等の支給日前に伝票を起票し、会計管理者へ送付することが常態化している。 しかしながら、これらについては、歳入歳出外現金が所定の口座に入金され収入となる前の支払手続きであるため、会計部が定めた「財務会計事務処理要領」における「歳入歳出外現金の支出の際には、収入を確認のうえ起票すること。」の規定に反するものであることから、債権者と支払期限等の見直しに係る協議や会計部と会計管理者への送付期日について協議し、会計規則等に基づき適正な事務処理に努められたい。			
措置内容、対応・考え方			
これまで、勤労者財産形成貯蓄預入金を定期支払日の処理にて、定められた期日までに金融機関および生命保険会社へ払込みをするため、給与支払通知書を基に金額を確認した上で、収入となる前であっても「支出負担行為伺」および「支出命令書・請求書兼領収書」を起票し、会計管理者へ送付することがあったが、支払期日を変更する必要がなかったため、現在は、収入確認後に起票・送付し、適正な管理・執行に改めております。			